

熊本県情報公開審査会の答申(平成14年3月4日付け第71号)の概要

1 諮問の概要

下記の公文書の非開示決定に対する異議申立てについて(諮問第95号)

「98年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における、県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関連して、同校もしくは熊本県教育委員会と富永清美弁護士との間の契約、依頼等に関する文書(富永弁護士に対して支払った着手金、報酬等の支出関連文書を含む)及びその基礎となる資料のすべて」

(参考)原処分の概要

平成12年 1月13日 開示請求

平成12年 1月27日 非開示決定(実施機関:教育委員会)

(理由) 旧条例第8条第8号該当。

県が行う交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

2 答申の骨子

(1) 審査会の結論

別表に掲げる部分を除き、開示すべきである。

(2) 審査会の判断要旨

ア 旧条例第8条第8号該当性について

当該公文書に記載されている情報は、弁護士を委任する旨の意思決定をすることについてを内容とするに過ぎず、本件非開示決定時には、当該弁護士が実施機関の委任を受けて遺族との間で実際に本件事故に関する交渉を行っていたことからしても、この情報が「手の内」情報にあたりと認めることはできない。

イ 旧条例第8条第2号該当性について

当該公文書に記載された生徒、教職員、保護者等の氏名等は、同号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」に該当することは明らかである。

ウ 旧条例第8条第3号該当性について

弁護士の社会的立場及び役割からすれば、一般的に弁護士の氏名は公とされるものであり、これを開示しても、当該弁護士と依頼者との信頼関係を損なうおそれはないと認められる。

別表 非開示とすべき部分

公文書の略称		非開示とすべき部分
本件公文書	イ	鹿本商工の生徒の氏名
	エ	生徒の氏名、教職員の氏名、保護者の氏名、熊本県高等学校体育連盟関係者の氏名、報道関係者等の氏名
	オ	生徒の氏名、教職員の氏名
	カ	生徒の氏名、教職員の氏名
	キ	本件競技大会における熊本県高等学校体育連盟の担当者の氏名
	ク	コーチ名及びその印影、アシスタントコーチ名、選手の氏名、選手の番号、選手の身長
本件公文書	イ 、 カ	生徒の氏名

答 申

第 1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非開示とした「98年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における、県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関連して、同校もしくは熊本県教育委員会と富永清美弁護士との間の契約、依頼等に関する文書（富永弁護士に対して支払った着手金、報酬等の支出関連文書を含む）及びその基礎となる資料のすべて」については、別表に掲げる部分を除き、開示すべきである。

第 2 諮問に至る経過

- 1 平成12年1月13日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、「98年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における、県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関連して、同校もしくは熊本県教育委員会と富永清美弁護士との間の契約、依頼等に関する文書（富永弁護士に対して支払った着手金、報酬等の支出関連文書を含む）及びその基礎となる資料のすべて」について開示請求を行った。
- 2 平成12年1月27日、実施機関は、開示請求に係る公文書として「県高校総体男子バスケットボール試合中に発生した県立鹿本商工高生の死亡事故に係る弁護士の委任について（伺い）」の起案文書（以下「本件公文書」という。）及び「県立鹿本商工高校生事故事案に係る弁護士の委任について（伺い）」の起案文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、非開示の決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。
- 3 平成12年2月3日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件非開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件非開示決定を取り消し、個人情報については公務執行中の公務員の個人情報（住所、電話番号及び不利益情報は除く。）及び法人・団体についてはその名称と代表者名を全部開示すること、その余の情報については全部開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、概ね次のとおりである。

(1) 熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。

(2) 1998年5月29日の死亡事故に関する実施機関と富永弁護士との契約関連文書について、旧条例第8条第8号を理由に非公開としたことについて

実施機関の主張はつまるところ「手の内は明かせない」ということだが、全面非公開という決定は「手の内」の範囲を拡大解釈した不当なものである。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

県高校総体男子バスケットボール試合中に発生した熊本県立鹿本商工高等学校（以下「鹿本商工」という。）生徒の死亡事故（以下「本件事故」という。）については、遺族と訴訟前の解決に向け交渉中であるが、遺族側は学校側の責任を問うており、裁判で争う可能性を示している。今後争訟に発展するおそれがある。

実施機関と富永清美弁護士との間の契約、依頼等に関する文書は、本件事故について、実施機関として今後どのような対応を行っていくかという方針等を伺ったものであり、本件公文書及び本件公文書を開示することは、当方の将来の方針等を相手方に知らせることとなり、今後、実施機関の交渉に関する事務に支障が生ずるおそれがあるものである。

本件公文書及び本件公文書は、争訟に発展するおそれのある交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、旧条例第8条第8号に該当する。それゆえ、非

開示が相当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件非開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 開示請求に係る公文書について

(1) 本件公文書は、実施機関が本件事故の解決に向け遺族と交渉する弁護士を選任するため、都道府県立学校管理者賠償責任保険の幹事会社と協議を開始することを伺う文書であり、次のアからクまでに掲げる文書で構成されている。

ア 伺い文

イ アの参考資料として添付された事故の概要

ウ アの参考資料として添付された賠償責任保険普通保険約款の関係条項の抜粋

エ 事故報告書

オ エの参考資料として添付された「図1」

カ エの参考資料として添付された「図2」

キ エの参考資料として添付された「別紙1」

ク 鹿本商工の平成10年度熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール競技大会（以下「本件競技大会」という。）参加申込書

イはエの要約資料で、本件事故に関して、当該事故の発生日、発生場所、死亡した鹿本商工の生徒の氏名、経緯、学校のとった処置等が記載されている。エは本件事故に関する事故報告書であり、当該事故の発生日、発生場所、生徒の氏名、関係者の氏名、経緯、学校のとった処置等が記載されており、オは事故現場見取図であり、事故直後にバスケットボールコート内にいた生徒等の位置が、カは事故直後の鹿本商工の生徒の周辺の状況図であり、当該生徒の周辺にいた生徒等の位置が、その氏名とともにそれぞれ記載されている。さらに、キには熊本県高等学校体育連盟会長が各高等学校長にあてた本件競技大会の注意事項、実施要領及び組み合わせが記載されている。クは本件競技大会の参加申込書であり、チーム名、コーチ名及びその印影、選手の氏名、選手の番号、選手の学年、選手の身長等が記載されている。

なお、この工からクまでの文書は当審査会において以前審査した諮問第78号「熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育委員会に提出された日本体育・学校管理センター関連文書（1998年5月～1999年1月）」の中に含まれるものと同一のものであることが認められた。

(2) 本件公文書 は、本件公文書 による弁護士選任の協議に基づき、本件事故に関する訴訟事務等を担当する弁護士との委任契約の締結について伺う文書であり、次のアからカまでに掲げる文書で構成されている。

ア 伺い文

イ 事故の概要

ウ 契約書（案）

エ 委任状（案）

オ ウの施行文の写し

カ エの施行文の写し

アには、当該弁護士の氏名、住所、選定の理由等が、イには、遺族の対応状況及び今後の対応方針案の要約が、ウからカまでには死亡した鹿本商工の生徒の氏名、当該弁護士の氏名等が記載されている。

2 旧条例第8条第8号該当性について

旧条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

同号で「交渉」、「争訟」を例示したのは、県又は国等が一方の当事者となる交渉や争訟においては、県又は国等は相手方と対等な立場でこ

れらを遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるからである。例えば、交渉に関しては、合意の成立や利害関係の調整を図るために、相手方にどのような条件を提示していくかを検討している段階でその検討内容が事前に開示されると、今後の交渉事務の遂行に支障が生ずることは明らかであるし、争訟に関しては、争訟上一方の当事者としての県又は国等がどのような主張、立証をし、どのような証拠を提出していくのか、あるいは相手方の主張、立証に対してどのような反論をしていくのかといった攻撃防御の方針が事前に開示されると、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟事務の遂行に支障が生ずることは明らかである。同号は、こういったいわゆる「手の内」情報について開示しないことを定めたものであると解することができる。

当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、その利益侵害の程度が単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されているにすぎないものかどうか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に判断しなければならないものと解する（平成13年9月27日付け当審査会答申第65号）。

まず、本件公文書 及び本件公文書 に記載されている情報が同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、本件公文書 及び本件公文書 に記載されている情報を開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は、本件公文書 及び本件公文書 は、「本件事案について、実施機関としてどのような対応を行っていくかという方針等を伺ったものであり、本件公文書 及び本件公文書 を開示することは、当方の将来の方針等を相手方に知らせることとなり、今後実施機関の交渉に関する事務に支障が生ずるおそれがあるものである。」と主張する。しかしながら、当審査会の調査によると、本件公文書 及び本件公文書 に記載されている情報は、当該弁護士を委任する旨の意思決定をすることについてを内容とするに過ぎず、本件非開示決定の時点において、当該弁

護士が実施機関の委任を受けて遺族との間で実際に本件事故に関する交渉を行っていたことからしても、当該時点においては、この情報が前述した「手の内」情報にあたりと認めすることはできない。

以上のことにより、本件公文書 及び本件公文書 を非開示としたことについて実施機関の主張には理由がなく、当該事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件公文書 及び本件公文書 に記載された情報は、旧条例第 8 条第 8 号に該当しない。

3 旧条例第 8 条第 2 号該当性について

上記 2 で判断したとおり、旧条例第 8 条第 8 号に該当する情報は含まれていないと認められたが、なお、本件公文書 及び本件公文書 には、個人に関する情報が記載されているので、別途検討する。

本件公文書 及び本件公文書 は、いずれも平成 10 年 10 月 1 日前に作成された公文書であると認められ、個人に関する情報の開示の可否の判断に当たっては、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成 10 年熊本県条例第 30 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例第 8 条第 2 号（以下「平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号」という。）の規定が適用される。

平成 10 年改正前条例第 8 条第 2 号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護することとし、特定の個人が識別され得るような情報が記載されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

これを踏まえて検討すると、本件公文書 及び本件公文書 に記載された生徒、教職員、保護者等の氏名等は、同号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」に該当することは明らかである。また、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しない。

なお、本件公文書のうちエからクまでの文書については、上記1でも述べたように、当審査会において、以前審査した諮問第78号「熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育委員会に提出された日本体育・学校管理センター関連文書（1998年5月～1999年1月）」の中に含まれるものと同じのものであることが認められた。

実施機関は、既に、諮問第78号に係る開示請求に対して当該公文書と同一の文書を一部開示しており、当審査会としても当該一部開示決定が妥当であると判断している（平成13年11月27日付け当審査会答申第67号）。

4 旧条例第8条第3号該当性について

さらに、本件公文書には、本件事故に関して遺族との交渉を受任した弁護士の氏名が記載されているので、別途検討する。

旧条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

そこで、当該弁護士の氏名を開示することが、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。弁護士の社会的立場及び役割からすれば、一般的に弁護士の氏名は公とされるものであり、これを開示しても、当該弁護士と依頼者との信頼関係を損なうおそれはないと認められることから、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない（平成13年11月27日付け当審査会答申第67号）。

したがって、当該弁護士の氏名は、旧条例第8条第3号に該当しない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 2月 7日	・ 諮問（第95号）
平成12年 4月21日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成13年11月27日	・ 諮問の審議
平成14年 1月10日	・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 諮問の審議
平成14年 1月30日	・ 諮問の審議
平成14年 3月 1日	・ 諮問の審議

別表 非開示とすべき部分

公文書の略称		非開示とすべき部分
本件公文書	イ	鹿本商工の生徒の氏名
	エ	生徒の氏名、教職員の氏名、保護者の氏名、熊本県高等学校体育連盟関係者の氏名、報道関係者等の氏名
	オ	生徒の氏名、教職員の氏名
	カ	生徒の氏名、教職員の氏名
	キ	本件競技大会における熊本県高等学校体育連盟の担当者の氏名
	ク	コーチ名及びその印影、アシスタントコーチ名、選手の氏名、選手の番号、選手の身長
本件公文書	イ 、 カ	生徒の氏名